平成２４年（フ）第４８９号
川崎市宮前区馬絹588番地１　川端ビル302号
債務者　橘　　真理
１　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４９２号
川崎市多摩区東生田１丁目27番２号　ひまわり苑206
債務者　影浦　正和
１　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１８号
川崎市川崎区境町８番19―304号　京浜興産ビル
債務者　小早川里紗（旧姓岡）
１　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５３６号
川崎市川崎区藤崎４丁目10番１―311号
債務者　結城　啓子
１　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９６８号
横浜市都筑区南山田２丁目17番21号　302
債務者　水無美惠子
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９８４号
横浜市瀬谷区南台１丁目33番地20　内山マンション302
債務者　佐藤　亘彦
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２００８号
横浜市神奈川区松見町２丁目359番地16　パラシオン横浜105号
債務者　上高原一利
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２００９号
横浜市神奈川区松見町２丁目359番地16　パラシオン横浜105号
債務者　上高原紀美子
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０９６号
横浜市青葉区鴨志田町564番地４　大和マンション401
債務者　小倉　真司
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７４号
静岡市葵区新富町５丁目15番地の１　ハイコーポ新富202号
債務者　興津　正治
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７５号
静岡市葵区新富町５丁目15番地の１　ハイコーポ新富202号
債務者　興津　正子
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７６号
静岡市葵区新富町５丁目15番地の１　202号
債務者　興津　　孝
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０９号
北海道旭川市永山７条９丁目15番12号　シャローム永山
債務者　鹿内　勇佑
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６３号
北海道旭川市近文町25丁目999番地の29
債務者　若松由美子
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６４号
北海道上川郡東神楽町ひじり野南３条１丁目６番16号
債務者　古泉めぐみ
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部